

## 新型コロナワクチン追加（3回目）接種

新型コロナワクチンの追加（3回目）接種は、2回目の接種が終了した日から原則8カ月以上経過した満18歳以上の人を受けられます。対象となる人には、順次お知らせ（接種券など）をお届けしています。接種方法は、個別接種（指定医療機関で受ける）と集団接種（関西エアポートワシントンホテル低層棟2階で受ける）を選んで予約をしてください。

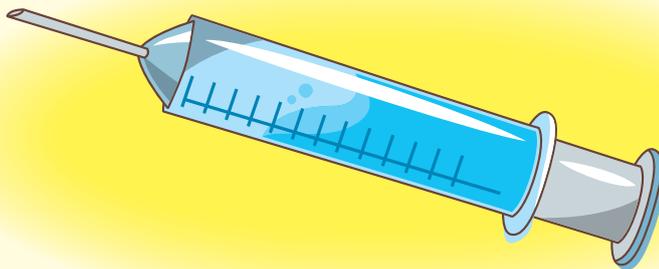
### 【予約方法】

- **個別接種**…指定医療機関へ直接予約
  - **集団接種**…平日 午前9時～午後7時に泉佐野市コロナワクチン コールセンター（☎ 0120-133051）またはホームページ（<https://www.city.izumisano.lg.jp/corona/jouhou/vaccine.html>）で。下記QRコードからもアクセス可
- ※聴覚障害者専用（Fax461-4571）

**問合先** 健康推進課

※指定医療機関、集団接種など詳しくは市ホームページや上記コールセンターなどで確認してください。

転入などで、2回目接種から8ヵ月以上経過した人で、接種券が届かない場合は健康推進課へ連絡してください。



QRコード  
▶ホームページ



## 泉佐野市新型コロナワクチン3回目接種促進事業

本市では、新型コロナウイルス感染症の収束と同感染症により落ち込んだ市内の消費喚起を目的とし、3回目のワクチン接種を受けた市民に、市内の「さのぼ」加盟店で利用できる地域ポイント「さのぼ」5,000ポイントを付与します。

**申請方法** 3回目のワクチン接種を受けた市民に、順次申請に関する案内を送付します。

**申請期限** 令和4年12月31日(土)

**ポイントの利用期限** 令和5年2月28日(火)

「さのぼ」の利用には「さのぼ」カードが必要です。カードをお持ちでない人は、5,000ポイントの付与申請と同時にカードの作成を申請していただけます。ポイントを付与したカードをお届けします。詳しくは、案内をご覧ください。

**問合先** 平日 午前9時～午後7時に泉佐野市3回目ワクチン接種促進事業事務局（☎0120-748-801）へ

※翌年度予算の審議結果などにより、事業内容に変更が生じる場合があります。

## 子育て世帯への臨時特別支援給付金

新型コロナウイルス感染症が長期化しその影響が様々な人々に及ぶ中、子育て世帯を支援する取組の一つとして、子育て世帯への臨時特別支援給付金を支給します。

### 対象・申請方法・支給時期

①令和3年9月分の児童手当（特例給付を除く）の受給者…申請不要で児童手当の登録口座に昨年12月27日に振込済（公務員は申請必要）

②令和3年9月30日時点で、高校対象年齢（平成15年4月2日～平成18年4月1日生まれ）の児童の保護者で、令和3年度（令和2年中）の所得が児童手当の所得制限限度額未満の人…申請が必要です。対象と思われる世帯には順次案内を送付

③令和4年3月31日までに生まれた児童（新生児）の保護者で児童手当（特例給付を除く）の受給者…申請不要で、準備ができ次第順次案内を送付（公務員は申請必要）

**給付額** 児童1人あたり10万円

**申請・問合せ先** 子育て支援課

※泉佐野市では現金5万円（先行給付分）とクーポン分の5万円を合わせて現金で一括支給します。クーポンの支給はありません。

### 【市単独施策分】

新型コロナウイルス感染症の長期化は、世帯の年収に関わらず影響を及ぼしていることから、所得制限により国事業の支給対象外となる18歳までの児童のいる子育て世帯の生活を支援することを目的に、市単独施策分の給付金を支給します。

### 対象・申請方法・支給時期

令和3年12月31日に泉佐野市に住民登録があり、次の①～③のいずれかに該当する人

①令和3年9月分の児童手当（所得制限の超過による特例給付）の受給者…申請不要で児童手当の登録口座に2月下旬に振込予定（公務員は申請必要）

②令和3年9月30日時点で、高校対象年齢（平成15年4月2日～平成18年4月1日生まれ）の児童の保護者で、令和3年度（令和2年中）の所得が児童手当の所得制限限度額を超える人…申請が必要です。対象と思われる世帯には順次案内を送付

③令和4年3月31日までに生まれた児童（新生児）の保護者で児童手当（所得制限の超過による特例給付）の受給者…申請不要で、準備ができ次第順次案内（公務員は申請必要）

**給付額** 児童1人あたり10万円

**申請・問合せ先** 子育て支援課

### ②高校対象年齢の児童についての注意事項

婚姻をしている場合は対象外です。同一世帯にいない場合などは養育状況が確認できないため、案内を送付できません。対象と思われる場合は子育て支援課までご連絡ください。対象の児童のみの養育者や公務員は申請が必要です。詳しくは子育て支援課ホームページをご覧ください。

## 令和3年度 いずみさの新生児臨時特別給付金（市単独施策分）

新型コロナウイルス感染症による影響が長期化する中、妊娠期間を経て出生した新生児を抱える世帯の経済的負担を軽減し支援するため、市独自の施策として昨年度と同様に、新生児1人あたり10万円の臨時特別給付金を支給し、子どもの健やかな成長を応援します。

**対象** 次のいずれの要件も満たす人

- 子どもの保護者（世帯主）が基準日（令和3年12月31日）時点で泉佐野市に住民登録があり、申請日まで引き続き住民登録を有している
- 子どもが令和3年4月1日～令和4年3月31日に生まれ、出生届により泉佐野市に住民登録されている

**給付額** 児童1人あたり10万円

### 申請案内

- 令和3年12月31日までに生まれた新生児の支給対象者には申請書などの案内を郵送
- 令和4年1月1日以降に生まれた新生児の支給対象者には出生届の際に市民課で案内

**申請・問合せ先** 4月15日(金)までに子育て支援課へ

※申請後1ヵ月を目安に振込予定



## 住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金

新型コロナウイルス感染症の影響が長期化する中、様々な困難に直面した人が速やかに生活・暮らしの支援を受けられるよう、住民税非課税世帯等に対して1世帯当たり10万円を給付します。本給付金の申請方法などの最新情報については、市ホームページにて順次更新してお知らせします。

### 【住民税非課税世帯】

**対象** 基準日（令和3年12月10日）に泉佐野市の住民基本台帳に記録されている世帯で、世帯全員の令和3年度住民税均等割が非課税の世帯。ただし、住民税均等割が課税されている者の扶養親族等のみで構成されている世帯は対象外となります。

**受給権者** 対象世帯の世帯主

**給付額** 1世帯当たり10万円

**申請方法** 市から対象となる見込みの世帯の世帯主宛てに準備が整い次第、案内を送付します。（2月中旬見込）

### 【家計急変世帯】

**対象** 上記の「住民税非課税世帯」に該当する世帯以外で、新型コロナウイルス感染症の影響を受けて令和3年1月以降の家計が急変し、令和3年度分の住民税均等割が非課税である世帯と同様の事情にあると認められる世帯

**受給権者** 対象世帯の世帯主

**給付金額** 1世帯当たり10万円

**申請方法** 要件を満たす人を特定できないため、市からの個別の案内はできません。給付金の受給には申請が必要になりますが、その方法については、準備が整い次第、市ホームページなどでお知らせします。

**給付（振り込み）時期** 確認書などを受け付けてから、記載の振込口座に2週間程度で振り込む予定です。ただし、確認書などの返送が集中する時期は、それ以上かかる可能性もありますので、ご了承ください。なお、確認書等に不備などがあった場合は、確認が取れるまで振込できませんので、ご注意ください。

### 問合せ先

● 住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金について…土・日曜日、祝日を除く午前9時～午後5時に住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金コールセンター（☎463-2181）へ

※給付対象世帯の確認は2月7日（月）以降をお願いします。

● 住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金制度全般について…平日、休日を問わず午前9時～午後8時に内閣府住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金コールセンター（☎0120-526-145）へ

## 臨時特別給付金の給付を装った特殊詐欺などに注意してください！

- 臨時特別給付金に関して、ATMの操作などをお願いすることはありません。
  - 臨時特別給付金の給付のため、手数料の振り込みを求めることはありません。
  - 臨時特別給付金に関して、メールを送信し、URLをクリックして申請手続きを求めることはありません。
- ※臨時特別給付金をかたった不審な電話などがあった場合は、警察署または警察相談専用電話（#9110）へ連絡してください。

## 家庭内感染拡大防止支援事業

家庭内での感染拡大を予防するため、新型コロナウイルス感染症の自宅療養者と同居する人が、市の指定する宿泊施設で宿泊する際、宿泊費などを補助します。

**対象** 次の要件をすべて満たす人

- 泉佐野市民である
- 自宅療養者と同居している
- PCR検査の結果が陰性である

● 発熱や咳、呼吸器症状など新型コロナウイルス感染症を疑う症状がない

**対象経費** 対象者が宿泊施設に直接支払う宿泊費など

**補助上限** 1日1人あたり1万円、最大14日間（令和4年3月末までの通算）

※原則、宿泊施設に支払った宿泊費などに対して、後日、申請により補助金を支給します。

**問合せ先** 電話でまちの活性課（☎469・3131）へ

※宿泊施設や利用方法など詳しくは問い合わせてください。



ご利用にはまちの活性課発行の「宿泊予約証」が必要です。事前に必ずお問い合わせください。

## 低所得の子育て世帯に対する 生活支援特別給付金が支給されています

問合せ先 子育て支援課

新型コロナウイルス感染症による影響が長期化する中、低所得のひとり親・ふたり親の子育て世帯にその生活を支援するための給付金が支給されています。申請が必要で、手続きがまだの人は期限までに申請をしてください。

### 【ひとり親世帯分】

#### 支給対象者

- ①令和3年4月分の児童扶養手当の支給を受けている人
- ②公的年金などを受給していることにより令和3年4月分の児童扶養手当の支給を受けていない人
- ※児童扶養手当に係る支給制限限度額を下回る人に限る
- ③令和3年4月分の児童扶養手当は受給していないが、新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変し、収入が児童扶養手当を受給している人と同じ水準となっている人

給付額 児童1人あたり5万円

#### 申請方法・支給時期

- ①…申請不要で児童扶養手当の登録口座へ昨年5月11日支給済
- ②③…2月28日(月)までに申請書類に記入し、必要書類を添付のうえ、郵送または直接、子育て支援課へ

### 【ふたり親世帯分】

#### 支給対象者

- ①令和3年4月分の児童手当または特別児童扶養手当の支給を受けている人で、令和3年度の住民税均等割が非課税である人
- ②上記①のほか、対象児童（令和3年4月以降令和4年2月28日(月)までに生まれる新生児も対象。18歳年度末までの子〔障害児については20歳未満〕の養育者であって令和3年度の住民税均等割が非課税である人

※令和3年度の所得は課税であったが現在、新型コロナウイルス感染症の影響を受け、家計が急変（収入が減少）し、住民税均等割が非課税と同等になったと認められる人（家計急変者）も対象になります。

給付額 児童1人あたり5万円

#### 申請方法・支給時期

- ①…申請不要で児童手当または特別児童扶養手当の登録口座へ昨年7月21日支給済。令和3年1月2日以降に転入された場合は所得確認後の振込となります。
- ②…3月15日(火)までに申請書類に記入し、必要書類を添付のうえ、郵送または直接、子育て支援課へ

### 【受付期間を延長しています】

## 新型コロナウイルス感染症による健康観察者(濃厚接触者)への支援

～食糧などを詰め合わせた「健康観察者支援パック」を提供します～

家庭内で1人が新型コロナウイルス感染症に感染すると、その家族全員が健康観察者（濃厚接触者）となる場合がありますが、健康観察者は府の配食サービスの対象外のため、食糧などの確保が難しくなるケースがあります。本市では、健康観察者の負担軽減と、外出することなく健康観察に専念していただくことを目的に、「健康観察者支援パック（食糧などの詰め合わせ）」を希望者に無償で提供します。

**内容** パックご飯、レトルトカレー、うどん、カップ麺、缶詰、乾燥野菜、野菜ジュース、ゼリー、ティッシュ、トイレットペーパー、ゴミ袋、石鹸、マスクなど

**対象** 以下のすべてに該当する人

- 泉佐野市内に居住している
- 保健所から陽性者の濃厚接触者であると判定され、自宅にて健康観察を行う
- 買い物などについて、他の人からの支援が受けることができない
- インターネットを使って自ら買い物をすることができない

**費用** 無料

※虚偽の申請など不正があった場合は、必要経費を徴収します。

**申込・問合せ先** 3月31日(木)までの午前9時～午後7時（土・日曜日、祝日除く）に健康観察者支援パック専用ダイヤル（☎0120-339-889）へ